

## 第2章 分野別見直しに係る基礎研究会

### 第1節 基礎研究会の設置

#### 1-1 基礎研究会の概要

今年度における基礎研究会については、概ね次のとおりである。

- (1) 名称：職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（専門課程）－平成27年度  
繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－
- (2) 検討分野：－平成27年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー  
分野－の専門課程
- (3) 研究期間：1年間
- (4) 開催：研究会を4回開催
- (5) 研究の目的

公共職業能力開発施設等で実施される職業訓練は、職業能力開発促進法で定める基準を遵守している（都道府県は条例により基準を定めて実施している）。

基準は、公共職業訓練の水準を維持向上させるための基準であり、産業動向や人材ニーズの動向等を勘案して継続的に見直しが行われることになっている。

本研究の目的は、繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギーなどの各分野の高度職業訓練の基準を見直して、①公共職業能力開発施設等に対しては訓練内容の適正な見直しや弾力的運営等に寄与しうる資料を提供し、②厚生労働省に対しては、専門調査委員会の検討の一助となる有益な検討素材を提供することにある。

#### (6) 研究の内容

①繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギーなどの各分野の高度職業訓練の専門課程の基準の見直しを検討する。

②繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギーなどの各分野の訓練系・専攻科ごとに、次のイ及びロの見直しを行う。

イ 訓練系・専攻科の分類、名称、技能・知識の範囲、教科、訓練時間、設備の種別・名称

ロ 上記イに係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目

#### (7) 研究会の構成

委員構成についてであるが、今年度の検討分野のうち物流分野における物流システム系港湾流通科と物流情報科及びサービス分野における接客サービス系ホテルビジネス科については、その設置専攻科数が複数施設に渡り設置していることから委員会形式で検討を行うこととした。

よって、公共職業能力開発施設の関係者等の職業訓練の専門家とし、以下の委員構成とした。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「雇用支援機構」という） 4名

県立産業技術短期大学校 1名（専門課程1名）

なお、他の繊維・繊維製品、食品、化学、エネルギー分野については、それらの専攻科

の設置施設状況を見た場合、対象となる専攻科の設置施設がゼロ、または1～2と極限られていることから、委員構成が叶わないことからアンケート調査あるいはヒアリング調査により検討を行うこととした。

#### (8) 研究の対象

高度職業訓練の基準を見直すにあたり、職業能力開発促進法施行規則における別表第6を構成する教科の細目、設備の細目、技能照査の基準細目を中心に見直すこととした。

#### (9) 調査計画の検討

本研究を進めるにあたっては、以下の①の産業技術動向を勘案し、②の人材育成動向を中心に進めることとした。

##### ①産業技術動向

産業技術動向、人材育成状況、職業能力開発大学校等卒業生状況等は、既存の調査を検討することとした。

##### ②人材育成動向

職業能力開発施設の運営や人材ニーズの実態等を把握するため、視察・ヒアリング調査、アンケート調査等を実施した。

ヒアリング及びアンケート調査の主な調査項目は次のイからロのとおりである。

- イ 当該科の概要（募集科名、人材ニーズ、訓練目標、募集、就職等）
- ロ 当該科を取り巻く環境変化（技能・技術、関係法令、設備等）
- ハ 教科の時間数について（必須、不要、時間増減等）
- ニ 教科の細目について（必須、不要等）
- ホ 設備について（必須、変更、不要、数量変更等）
- ヘ その他

#### (10) 研究結果

本報告書は、研究会の調査結果や討議を踏まえて、以下の①、②に沿ってまとめたものである。

##### ①基準の見直し検討及び提案

職業能力開発促進法施行規則別表第6を構成する訓練系・専攻科、名称、教科目名、技能及び知識の範囲、訓練時間、設備の種別・名称、技能照査の見直しを実施した。

##### ②基準の細部に係る見直し検討及び提案

- イ「教科の細目」について、必要に応じた見直しを行った。
- ロ「設備の細目」について、必要に応じた見直しを行った。
- ハ「技能照査の基準の細目」について、必要に応じた見直しを行った。

#### (11) 成果の活用

研究成果は、下記の①及び②に活用される予定である。

##### ①厚生労働省

研究終了時点で、厚生労働省が設置する専門調査員会における省令等改正に関する検討の基礎資料として研究結果を提供する。

## &lt;参考&gt;

厚生労働省では、①法律または省令改正等の重要事項については、厚生労働省設置法第9条の規定により、「労働政策審議会」による審議が必要であると定められ、②基準の見直し（省令改正）は、労働政策審議会で審議する際の事前調査のため厚生労働省職業能力開発局の下に専門調査員会を設置することとしている。

## ②各職業能力開発施設等

産業・技術動向、職業能力開発ニーズの把握及び訓練内容の改善等に関する参考資料とする。

## 1-2 職業訓練基準の見直し分野について

「職業能力開発促進法」において定められる「職業訓練基準」は、職業訓練を公的に品質保証するための重要な基準として運用されている。高度職業訓練については、新科設置に係る見直しは行われているが、平成11年の応用課程の設置以来訓練基準の見直しが行われていなかった。

## &lt;参考&gt; 高度職業訓練の見直しの状況

平成19年度 専門課程「電子情報制御システム系電子情報技術科」（平成21年4月1日施行）

平成21年度 応用課程「生産システム技術系生産電子情報システム技術科」（平成22年4月1日施行）

平成22年度 専門課程「電気・電子システム系電気エネルギー制御科」

応用課程「生産システム技術系生産電気システム技術科」（平成23年4月1日施行）

しかし、近年、社会や産業の激しい変化、科学・技術・技能の著しい進展等により、職業訓練や就業者をめぐる環境が大きく変化しつつあると考えられる。地域や産業ニーズに的確に対応した訓練を実施していくには、産業動向や人材育成ニーズ、応募状況、訓練内容、修了後の評価等を総合的に検討しながら、教科目その他の効果的な設定や見直しを不断に行っていく必要がある。

厚生労働省職業能力開発局より平成24年度から技術進歩の速い分野の高度職業訓練の訓練科を順次見直す方針（職業訓練基準の見直しの方針）が示され、高度職業訓練に係る職業訓練基準の見直しに係る必要な基礎資料を、以下の対象分野とスケジュールで、概ね4年で全分野を実施することとした。ただし、急速な技術進歩や産業構造の変化が発生した場合は、優先順位を上げて見直すこととする。

平成24年度 機械分野（専門課程・応用課程）

平成25年度 電気・電子・情報分野（専門課程・応用課程）

平成26年度 建築分野（専門課程・応用課程）……デザイン含む

**平成27年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野（専門課程）**

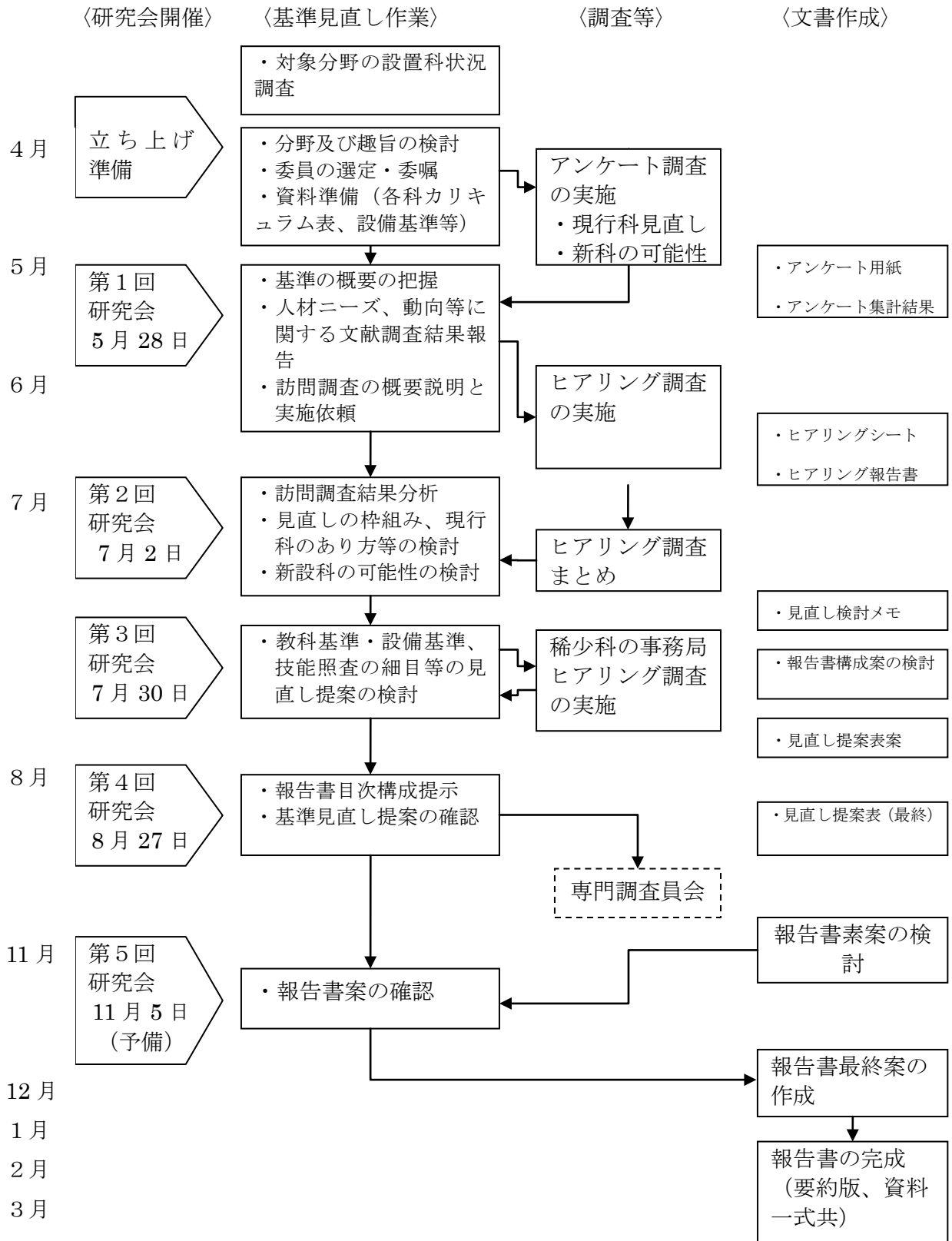
今年度は、高度職業訓練に係る基準の見直しの4年目（計画最終年度）となり、専門課程では、輸送機器整備技術系航空機整備科、テキスタイル技術系染織技術科、服飾技術系アパレル技術科及び和裁技術科、食品製造技術系製パン・製菓技術科、化学システム系環境化学科及び産業化学科、エネルギー技術系原子力科、ビジネス技術系ビジネスマネジメント科、物流システム系港湾流通科及び物流情報科、接客サービス技術系ホテルビジネス科、そして調理技術系調理技術科を対象として行った（表2-1参照）。

表 2 - 1 見直し対象訓練科

系	科 名
輸送機器整備技術系	航空機整備科
テキスタイル技術系	染織技術科
服飾技術系	アパレル技術科
	和裁技術科
食品製造技術系	製パン・製菓技術科
化学システム系	環境化学科
	産業化学科
エネルギー技術系	原子力科
ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科
物流システム系	港湾流通科
	物流情報科
接客サービス技術系	ホテルビジネス科
調理技術系	調理技術科

1-3 基礎研究会のスケジュール

基礎研究会のスケジュールを以下に示す。



1-4 研究会の進め方

研究会は、研究会のスケジュールに従い、表2-2の「研究会の開催経緯」に示した内容をもって計4回を開催し、その目的を達成した。よって、第5回については、開催の必要性が認められず中止とした。

表2-2 研究会の開催経緯

<p>第1回 研究会</p>	<p>・議題：                      (1)研究会の企画趣旨説明                      (2)職業訓練基準の見直しに係る説明                          職業訓練基準の概略説明、本研究の留意点                      (3)ヒアリング調査について                      (4)アンケート調査について                      (5)各系専攻科に係る訓練の実施状況と課題について                      (6)各系専攻科に係る教科の細目の基準細目の検討と見直し協議</p>
<p>第2回 研究会</p>	<p>・議題：                      (1)アンケート調査結果について                      (2)各系専攻科に係る教科の細目の検討の見直し案の作成                      (3)各系専攻科に係る設備の細目の基準細目の検討と見直し協議</p>
<p>第3回 研究会</p>	<p>・議題：                      (1)各系専攻科に係る設備の細目の基準細目の検討と見直し案の作成                      (2)各系専攻科に係る技能照査の基準細目の検討と見直し協議</p>
<p>第4回 研究会</p>	<p>・議題：                      (1)各系専攻科に係る教科の細目の最終見直し案の作成                      (2)各系専攻科に係る設備の細目の最終見直し案の作成                      (3)各系専攻科に係る技能照査の基準細目の最終見直し提案の作成                      (4)委員会研究報告書の作成について                      (5)厚生労働省専門調査員会への委員会として各見直し提案資料の最終作成について</p>

1-5 研究会における配付資料

第1回配付資料

- ・「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会（高度職業訓練）－平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」企画趣旨
- ・「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究会」第1回研究会に係る訓練基準等説明資料（厚生労働省職業能力開発局作成）
- ・委員名簿
- ・平成27年度研究テーマ
- ・委員会スケジュール
- ・高度職業訓練実施施設科目一覧
- ・ヒアリングシート
- ・アンケート調査表
- ・別表6
- ・専門課程教科の細目
- ・専門課程設備の細目
- ・専門課程技能照査の基準の細目
- ・職業能力開発促進法第19条／職業能力開発促進法施行規則第12条&第14条

第2回配付資料

- ・第1回議事録（案）
- ・アンケート調査報告書（案）
- ・専門課程教科細目に係る調査表（各委員からの提案）
- ・専門課程設備細目に係る調査表（各委員からの提案）

第3回配付資料

- ・第2回議事録（案）
- ・専門課程教科細目に係る見直し提案（案）
- ・専門課程設備細目に係る見直し提案（案）
- ・専門課程技能照査の基準の細目に係る調査票（各委員からの提案）

第4回配付資料

- ・第3回議事録（案）
- ・専門課程教科細目に係る見直し最終提案（案）
- ・専門課程設備細目に係る見直し最終提案（案）
- ・専門課程技能照査の基準の細目に係る見直し最終提案（案）

なお、第4回委員会により各基準の見直し提案に対して協議検討を行い、委員会として合意形成の下に各基準の見直し最終提案をまとめ、もって各委員に報告連絡を行い、当該委員会としての各基準の見直し提案書としてとりまとめた。



## 第2節 アンケート調査

### 2-1 アンケート調査の実施

#### (1) アンケート調査の目的

厚生労働省職業能力開発局は、平成24年度から技術進歩の著しい分野の高度職業訓練の訓練科を対象に順次職業訓練基準の見直しの方針を示し、これを受け高度職業訓練に係る職業訓練基準の見直しに必要な基礎資料の作成を行うことを本研究の目的として、現在、取り組みを進めているところである。

今般、平成27年度は、「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（専門課程）－平成27年度繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」を研究テーマとし、取り組んだが、アンケート調査については、各分野の研究対象となる専攻科の設置状況から前述したとおり委員会開催対象科が限られ、委員会開催が可能となったサービス分野の接客サービス系ホテルビジネス科の教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目等に係る基準の見直しのアンケート調査を行い、当該対象科の基準の見直しに係る分析・基礎資料を作成することを目的とした。

#### (2) 対象施設及び対象科

高度職業訓練実施施設科目一覧表よりサービス分野の高度職業訓練を実施している福島県立テクノアカデミー会津校を対象施設として当該アンケート調査を実施した。

#### (3) 調査内容

「高度職業訓練の専門課程サービス分野」を対象とし、当該科の別表第6、教科の細目、設備の細目について訓練基準の見直し検討及び提案等の情報・データ収集を行うこととした。

- ① 訓練基準変更の必要性がある場合の意見を収集する。
- ② 基準を構成する教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に係る変更についての意見を収集する。

#### (4) 実施方法

「高度職業訓練基準見直しに係るアンケート調査票」に基づき、これに高度職業訓練基準別表6見直しに係るアンケート調査票、高度職業訓練基準教科の細目見直しに係るアンケート調査票、高度職業訓練基準設備の細目見直しに係るアンケート調査票、高度職業訓練基準技能照査の細目見直しに係るアンケート調査票を加え、実施した。

#### (5) 調査期間

調査期間は平成27年4月23日（木）から5月29日（金）までとした。

#### (6) アンケート調査票

以下にアンケート調査票を示す。



## 高度職業訓練 訓練基準見直しに係るアンケート調査票

回答施設名：( ) 実施訓練科名：( ) 科  
施行規則上の準拠訓練科名：( ) 科  
回答者氏名：( )

接客ビジネス系高度職業訓練に係る訓練科（住居環境科、建築科、建築設備科）、デザインシステム系高度職業訓練に係る訓練科（ホテルビジネス科）の訓練基準の見直しのための検討をいたしたく、貴校のご意見、実施状況をお知らせください。

各設問について、該当番号を○で囲み、 欄に該当事項を記入するとともに、必要がある場合は、添付資料1～3にもご意見を記述してください。

1. 職業訓練基準の見直しについて、下記の該当する番号に○印を記入してください。

①見直しが必要である ②見直しの必要がない

2. 前記1で①「見直しが必要である」と回答した場合は、下記の該当する番号に○印を記入してください。

①教科の細目 ②設備の細目

(注：「技能照査の基準の細目」の見直しは、「教科の細目」に変更がある場合に行うこととします)

3. 前記2で具体的な変更提案がある場合は、添付資料1「別表6」、添付資料2「教科の細目」、添付資料3「設備の細目」に変更点とその理由を記入してください。

特に、②設備の細目（添付資料3）に係る変更提案では、以下を含めて回答をお願いします。

ア) この設備機器を変更しないと訓練ができない。

イ) 従来の設備機器でも代用ができるが、標準として使用している。

4. 最近の技術革新等に伴い、訓練基準内で最も重点を置いている教科目（実習を含む）があれば、記入してください。

1) 教科目名：( )  
内容)

2) 教科目名：( )  
内容)

5. 貴施設において、職業訓練基準に追加して独自に行っている訓練内容で、他校にも紹介のできる内容、あるいは、基準に相応しい内容等ありましたら、記入してください。

1) 教科目名：( )  
内容)

2) 教科目名：( )  
内容)

6. その他、高度職業訓練又は訓練基準についてご意見、ご要望等ありましたら自由に記入してください。

## 2-2 アンケート調査結果のまとめと分析について

- (1) 職業訓練基準の見直しについて、
  - イ 見直しが必要である考える
- (2) 前記(1)でイ 「見直しが必要である」と回答したうち
  - イ 教科の細目の見直しが必要であると考え
  - ロ 設備の細目の見直しが必要であると考え
  - ハ 技能照査の基準の細目の見直しが必要であると考え
- (3) 「別表6」、「教科の細目」及び「設備の細目」に係る具体的な変更点とその理由について
  - イ 設備機器の変更をしないと訓練ができないから
  - ロ 従来の設備機器でも代用ができるが、標準と使用している
- (4) 最近の技術革新等に伴い、訓練基準内で最も重点を置いている教科目(実習を含む)につ

いて

①教科目名：(サービス実習)  
内容)

「レクリエーション指導」について、この細目名では括れないほど、顧客に対するサービスの範囲は高度化している。具体的には、宿泊施設等が周辺地域の旅行企画、実施までを担う着地型観光を推進する人材が求められており、実際の訓練では体験プログラムの企画造成から実際のガイド実習までを行っている。

②教科目名：(企画および宣伝実習)  
内容)

「観光サービス案内の仕方」については、インターネットの活用や外国人旅行者への対応が求められており、他教科で習得した技術をもとに幅広いシーンを想定した実習に取り組んでいる。(具体的には、SNSを活用した宣伝手法、外国人に対する基本的な観光案内など。)

(5) 貴施設において、職業訓練基準に追加して独自に行っている訓練内容で、他校にも紹介のできる内容、あるいは、基準に相応しい内容等ありましたら、記入してください。

①教科目名：(観光論)  
内容)

「地域学」として、観光資源を構成する歴史文化や自然環境などの知識を習得している。  
「観光創造論」として、地域活性化に資する着地型観光の理論と各種事例を学んでいる。

②教科目名：(サービス実習)  
内容)

「企業実習」として、実際の職場でなければ体験できない、実際のお客様への対応方法等を習得している。  
「観光プロデュース実習」として、地元の魅力を活かしたツアーの企画、広報、実施までを実践し、観光プロデュースに係る各種サービス技術を身に付けさせている。

- (6) その他、高度職業訓練又は訓練基準についてご意見、ご要望等ありましたら自由に記入してください。

本学科では、専門課程の「ホテルビジネス科」について、普通課程の「旅館・ホテル・レストラン科」と「観光ビジネス科」の要素を統合、高度化した科であると理解し、「観光プロデュース学科」としてカリキュラムを展開している。

しかし、現在の細目については、ホテルサービスに特化した内容にとどまっており、国全体として観光立国を推進する中であって、旅行業や観光案内業など、観光産業全体に貢献できるような、もう少し幅広い視点から、基準の見直しをお願いしたい。

もしくは、普通課程の「観光ビジネス科」に準拠するような、観光業に幅広く対応できる新たな科の新設についても検討いただきたい。

今般のアンケート調査では、職業訓練基準の見直しについては、「見直しが必要である」と回答を得た。

さらに、設備の細目の見直しについては、設備機器の変更をしないと訓練ができなく、従来の設備機器でも代用ができるが、現在、標準として使用しているとした回答を得、こうしたことから各規準の見直しが必要であるとした意見を得ることができたことは、たいへん意義深いものと捉えることができる。

アンケート調査における総括としては、現在の当該科に係る高度職業訓練の訓練基準において規準の見直しの必要性は認められると考える。

なお、別表第六、教科の細目の見直し、設備の細目の見直し、技能照査の基準の細目の見直しに係る回答は、資料4に添付するので、参照願いたい。

### 第3節 ヒアリング調査

#### 3-1 ヒアリング調査の実施

##### (1) ヒアリング調査の目的

厚生労働省職業能力開発局は、平成24年度から技術進歩の著しい分野の高度職業訓練の訓練科を対象に順次職業訓練基準の見直しの方針を示し、これを受け高度職業訓練に係る職業訓練基準の見直しに必要な基礎資料の作成を行うことを本研究の目的として、現在、取り組みを進めているところである。

今般、平成27年度は、「職業訓練基準の分野別見直しに係る基礎研究（専門課程）－平成27年度 繊維・繊維製品、物流、サービス、食品、化学、エネルギー分野－」を研究テーマとし、当該分野に係る高度職業訓練専門課程を設置する職業能力開発施設等あるいは、設置専攻科のない対象専攻科については、各関係分野の専門家（過去に訓練指導等に携わった経験を有する者等）に協力を依頼し、それぞれの教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目等に係る基準の見直しに係るヒアリング調査を行い、基準の見直しに係る分析・基礎資料を作成することとした。

## (2) 対象施設及び対象科並びに専門家

高度職業訓練実施施設科目一覧表の中から第2章第一節1-2の表2-1見直し対象訓練系に示した専攻科より、物流システム系港湾流通科と物流情報科及び接客サービス系ホテルビジネス科を除いた系科を対象としヒアリング調査を実施した。

なお、これらの系科については、表2-3に示したとおり設置施設がない、あるいはあっても1校ないしは2校、さらには休講中といった状況であったため設置施設がない、または休講中の専攻科については専門家にヒアリング調査を実施した。

表2-3 設置状況等

系	専攻科名	設置状況	教科細目の有無	設備細目の有無	技能照査の基準の細目
輸送機器整備技術系	航空機整備科	国1校	有	有	有
テキスタイル技術系	染織技術科	なし	有	有	有
服飾技術系	アパレル技術科	なし	有	無	有
	和裁技術科	民2校 うち1校は、休止中。	有	無	有
食品製造技術系	製パン・製菓技術科	民1校 休止中	有	無	有
化学システム系	環境化学科	なし	有	有	有
	産業化学科	なし	有	有	有
エネルギー技術系	原子力科	なし	有	有	有
ビジネス技術系	ビジネスマネジメント科	なし	有	有	有
物流システム系	港湾流通科	国2校	有	有	有
	物流情報科	国2校	有	有	有
接客サービス技術系	ホテルビジネス科	国1校 県2校 民1校	有	無	有
調理技術系	調理技術科	民3校 うち1校は、休止中。	有	無	有

## (3) 調査団員

調査団員は、当該事務局員により構成した。

## (4) 調査内容

高度職業訓練の専門課程繊維・繊維製品、食品、化学、エネルギー分野を対象とし、次の項

目についてヒアリング調査を行い、訓練基準の見直し検討及び提案等の情報・データ収集を行うこととした。

- ①当該科の概要について
- ②当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）について
- ③教科について
- ④教科の細目について
- ⑤設備（機器）基準について
- ⑥技能照査の基準について
- ⑦当該科の問題点について

なお、意見の収集については、次の場合について行った。

- ①訓練基準変更の必要性がある場合の意見を収集する
- ②基準を構成する教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目等に係る変更についての意見を併せて収集する

#### （5）実施方法

「高度職業訓練基準見直しに係るヒアリング調査票」に基づき、当該科の担当指導員と調査団員との間で意見交換及び現地視察を行った。

なお、訪問に先立ち、当該調査の準備資料を作成し、その資料に従って意見交換及びヒアリング調査・視察を行った。

また、調査にあたり対象専攻科設置施設には別紙3のヒアリングシートへの記入の依頼を行い、訪問当日に提出をいただき、併せて内容に係る説明をいただいた。

専門家には、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直し提案書の作成に支援をいただいた。

#### （6）調査期間

調査期間は、平成27年5月から7月の2カ月間とした。

具体的な調査日程は、概ね次のとおりとした。

- ①調理技術系調理技術科  
奈良調理短期大学校  
滋賀県調理短期大学校
- ②テキスタイル技術系染織線色技術科  
京都職業能力開発短期大学校
- ③服飾技術系アパレル技術科  
京都職業能力開発短期大学校
- ④服飾技術系和裁技術科  
匠着物短期大学校
- ⑤輸送機器整備技術系航空機整備科  
千葉職業能力開発短期大学校成田校
- ⑥化学システム系環境化学科  
職業能力開発総合大学校専門家

⑦化学システム系産業化学科

職業能力開発総合大学校専門家

⑧エネルギー技術系原子力科

職業能力開発総合大学校専門家

⑨ビジネス技術系ビジネスマネジメント科

山形県立産業技術短期大学校庄内校専門家

教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直し提案書案の作成について資料を郵送し、電話によるヒアリングを行った。

⑩食品製造技術系製パン・製菓技術科

千秋庵成果短期大学校専門家

教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直し提案書案の作成について資料を郵送し、電話によるヒアリングを行った。

(7) ヒアリング調査票

以下にヒアリング調査票を示す。



## ヒアリングシート

(1) 当該科の概要について

高度職業訓練

施設名		住所	〒			
訪問日時等	平成 26 年    月    日 ( ) 時間：    時～    時 対応者：	訪問者				
訪問科	科名： 基準準拠科名：	設置年：	訓練生定員：			
① 設置の経緯、科名の変遷等						
② 当該科に係る企業が求める人材ニーズ						
③ 育成目標 (仕上がり像)						
④ 入り口の状況 (入校)	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	応募者数					
	入校者数					
⑤ 出口の状況 (修了、求人、就職)	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	修了者数					
	就職者数					
	求人数					

## (2) 当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）

①技能・技術の変化	
②設備や機材の変化	
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	
④現在では、衰退した技能・技術	
⑤その他	

## (3) 教科について

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	(教科名 : 時間数)	(理由)
②訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名)	(理由)
③時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 現行時間数 : 変更後の時間数)	(理由)

④時間数を減らした方が良くと思われる教科	教科名 : (現行時間数 : 変更後の時間数)	(理由)
----------------------	----------------------------	------

(4) 教科の細目について

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
②教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)

(5) 設備 (機器) 基準について

①設備基準に記載されていないが、この設備 (機器) を使用しないと訓練ができない設備	(設備 (機器) : 台数)	(理由)
--	----------------	------

② 従来の設備 (機器)でも 訓練の実施 は可能では あるが、別な 設備に変更 した方がよ り効率的に 訓練を実施 出来る設備	(旧設備 → 新設備)	(理由)
③設備基準に記 載されている が、不要な設備	(設備名)	(理由)
④設備はそのま まで良いが、台 数を変更した 方が良い設備	(設備名)	(理由)

(6) 当該科の問題点について

①訓練目標につ いて	
②教科の細目の 問題点	
③設備の細目の 問題点	
④今後必要とな る技能・技術	
⑤今後衰退が予 想される技 能・技術	
⑥その他	

### 3-2 ヒアリング調査結果のまとめと分析について

調査対象科についての調査結果は、概ね次のとおりであった。

#### ①調理技術系調理技術科

イ 奈良調理短期大学を平成27年6月15日(月)(13:00~15:00)に訪問し、調理技術科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

現在、当該科に対して企業が求める人材ニーズは、卒業後、即プロフェッショナルとして調理や接客ができる基本的な能力を有している人材が必要であるとのことである。当該科が掲げる育成目標としては、調理の技術及び学科の基本を習得させ、かつ実務経験を併せて付与するとしている。

技能・技術の変化については、生物を調理することから、冷凍食品の加工及び既製品を使用し、ひと味を加える調理に変化しつつある。

設備や機材の変化では、真空調理機器が盛んに使用する料理場が増えている。

開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術では、真空調理機器や解凍危機が必要になっている

現在では、衰退した技能・技術については、料理材料は料理者が自ら調理することが大切であるが、機械化が進み機械調理が進んでいる。例えば、大根やキュウリ、人参、白菜等の薄切りなどである。

教科については以下のとおりである。

訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科をみた場合、最近の調理師は、技術や技能ばかりに拘っているが、飲食店の経営学や計数管理をしっかりと教育することが大切であり、技能・技術ばかりの教育では、店舗を作った場合、経営学を勉強しておかないと倒産することが多いとのことである。

訓練基準に記載されているが、不要な教科として調理実習で勉強する方が実際に見ながら教育できることから、調理美学 35 時間、厨房管理学 35 時間、食品実験 35 時間、調理法 35 時間等を上げることができる。

時間数を増やした方が、良いと思われる教科については、特にない。

時間数を減らした方がよいと思われる教科については、調理実習の中で教育することが可能なことから調理美学 35 時間、厨房管理学 35 時間、食品実験 35 時間、調理法 35 時間等が考えられる。

教科の細目については、以下のとおりである。

訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目では、調理の基礎知識は、学校でできるため、実際の店舗での応用実技及び料理計数管理と経営学の基礎は必要と考える。

教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目としては、調理実習の中で教育することから、厨房管理学、料理美学、調理学、食品実験などが考えられる。

設備(機器)については、現状で問題はない。

当該科の問題点についてであるが、特筆するような問題は見あたらない。

## ヒアリングシート

## (1) 当該科の概要について

高度職業訓練

課程

施設名	職業訓練法人 奈良県調理技能協会 奈良調理短期大学校	住所	〒630-8325 奈良市西木辻町 191-2																				
訪問日時等	平成27年 6月15日(月) 時間：13時～15時 対応者：理事 広報部長	訪問者	基盤整備センター 高度訓練開発室 來住 裕 上野 智久																				
訪問科	科名：専門課程 基準準拠科名： 調理技術科	設置年：昭和69年4月1日 訓練生定員：40名																					
①設置の経緯、 科名の変遷等	昭和23年7月1日若羽学園設置認可 昭和27年3月19日準学校法人若羽学園設置認可 昭和34年8月27日若羽割烹料理師養成科指定 昭和42年12月19日若葉調理師学校設置承認 昭和52年8月20日 職業訓練法人奈良調理職業訓練協会設置許可 昭和63年8月1日職業訓練短期大学校設置承認決定 平成11年3月26日調理師養成施設指定																						
②当該科に係る 企業が求める 人材ニーズ	卒業後即プロとして調理や接客ができる基本ができている事																						
③ 育成目標(仕 上がり像)	調理の技術及び学科の基本が出来、実務経験がある事																						
④ 入り口の状 況(入校)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>入校者数</td> <td>16</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>16</td> <td>28</td> </tr> </tbody> </table>						23	24	25	26	27	応募者数	16	9	11	16	28	入校者数	16	9	11	16	28
	23	24	25	26	27																		
応募者数	16	9	11	16	28																		
入校者数	16	9	11	16	28																		
⑤ 出口の状況 (修了、求人、 就職)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>修了者数</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>就職者数</td> <td>16</td> <td>18</td> <td>2</td> <td>15</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>						23	24	25	26	27	修了者数	16	18	2	15	9	就職者数	16	18	2	15	9
	23	24	25	26	27																		
修了者数	16	18	2	15	9																		
就職者数	16	18	2	15	9																		

	求人数	56	54	18	71	58	
--	-----	----	----	----	----	----	--

(2) 当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）

①技能・技術の変化	生物を調理することから、冷凍食品の加工及び既製品を使用しひと味を加える調理に変化しつつある。
②設備や機材の変化	真空調理器が盛んに使用する料理場が増えている。
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	真空調理機器や解凍危機が必要になっている
④現在では、衰退した技能・技術	料理材料は料理者が自ら調理することが大切であるが、機械化が進み機械調理が進んでいる（例えば、大根やキュウリ、人参、白菜等の薄切り調理）
⑤その他	特になし

(3) 教科について

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	<p>(教科名 : 時間数)</p> <p>最近の調理師は、技術や技能ばかりに拘っているが、飲食店の経営学や計数管理をしっかりとして教育することが大切である。</p> <p>技能・技術ばかりの教育では、自分が店舗を作った場合経営学を勉強されていないと、倒産することが多い。(自分の経験から)</p>	<p>(理由)</p> <p>正規教科に計上することである。</p>
--	---	------------------------------------



②訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名) 調理美学 35 時間 厨房管理学 35 時間 食品実験 35 時間 調理法 35 時間	(理由) 左記各教科は、調理実習で勉強の方が実際に見ながら教育できる
③時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 現行時間数 : 変更後の時間数) 現在の教科の時間数はこのままでいいと思うが、応用実技として、実際の店舗で体験することが大切である。	(理由) 現在本校では、月/85 時間以上勤務をさせている。(雇用保険にも加入する)
④時間数を減らした方が良いと思われる教科	教科名 : (現行時間数 : 変更後の時間数) 調理美学 35 時間 厨房管理学 35 時間 食品実験 35 時間 調理法 35 時間等 (35H×4教科=140H減)	(理由) 調理実習の中で教育する

**(4) 教科の細目について**

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目	(教科名 : 教科の細目)  実際の店舗での応用実技及び料理計数管理と経営学の基礎	(理由) 調理の基礎知識は、学校で 応用実習は各店舗で
②教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目	(教科名 : 教科の細目) 厨房管理学	(理由) 調理実習の中で教育する
	(教科名 : 教科の細目) 料理美学	(理由) 調理実習の中で教育する
	(教科名 : 教科の細目) 調理学	(理由) 調理実習の中で教育する

	(教科名 : 教科の細目) 食品実験	(理由) 調理実習の中で教育する
--	-----------------------	---------------------

**(5) 設備 (機器) 基準について**

①設備基準に記載されていないが、この設備 (機器) を使用しないと訓練ができない設備	(設備 (機器) : 台数) 特になし	(理由)
②従来の設備 (機器) でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備	(旧設備 → 新設備) 真空調理設備の導入する予定である.	(理由)
③設備基準に記載されているが、不要な設備	(設備名) 本校では、現在の設備で十分である	(理由)
④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備	(設備名) 調理場の面積一杯に設備されているので現在十分	(理由)

**(6) 当該科の問題点について**

①訓練目標について	調理の基本的な事, 重点的目標とする (訓練生は, 本校の授業で終了後奈良市内の飲食店で応用実技を勉強している)
-----------	---

②教科の細目の問題点	特になし
③設備の細目の問題点	新しい調理器具の使用方法や取扱いについての勉強も必要である
④今後必要となる技能・技術	特になし
⑤今後衰退が予想される技能・技術	今後は細工料理を自分で調理していたが、市販の細工料理品を少し細工するような料理法になってくる。(特にパーティ料理について)
⑥その他	特になし

ロ 滋賀県調理短期大学校を平成27年6月16日(火)(13:30~15:30)に訪問し、調理技術科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

現在、当該科に対して企業が求める人材ニーズは、日本料理、西洋料理、中国料理、寿司、麺、製菓など各種料理やサービスなど、食に関するさまざまな分野を学び、料理人としての幅広い視野と高度な調理技術を養い、どの分野に進んでも通用し、活躍可能な【食のスペシャリスト】が求められている。

育成目標は、滋賀県内を中心とする料理旅館、ホテル、料理店、飲食店およびレストランなどの事業所に勤務する従業員が目指す一流料理人や一流シェフの養成施設として人材育成に努めて、企業が求める料理人のスキルアップを図るとともに、地域食文化の推進に貢献する社会人としての育成にも努めている。

当該科を取り巻く環境としては、技能・技術、設備や機材、衰退した技能・技術等を見た場合、開設時と比較して、特に変化は見あたらない。

教科についてであるが訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科や訓練基準に記載されているが不要な教科などは、特になし。

時間数を増やした方が良いと思われる教科については、以下の理由により食品学を1.5倍増やした方がよいと考える。

- (1) 食品学で学ぶ食品成分表に記載されている食品数は約2,000種類と増加しておりこの数字は今後も増加すると思われること。
- (2) 食品の持つ働きについて注目される食品機能を知るとともに、併せて食品の特性(安全性、栄養性、嗜好性)を学ぶ内容が増加していること。
- (3) 調理加工の特性など調理師にとって調理する際の重要な要素をより多く習得する必要があること。

時間数を減らした方が良いと思われる教科は、以下の理由により栄養学を2/3に減少した方がよいと考える。

(1) 時代の流れに伴い栄養学以上に食品学の時間を増加する必要があること。

教科の細目については、以下のとおりである。

訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目、教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目は、特になし。

設備（機器）については、現状で問題はない。

当該科の問題点についても特筆するような問題は見あたらない。

## ヒアリングシート

(ヒアリングシート以外は当初のとおり変更および改訂はありませんので回答を省略します。)

### (1) 当該科の概要について

高度職業訓練

課程

施設名	滋賀県調理短期大学校	住所	〒526-0025 滋賀県長浜市分木町8-5
訪問日時等	平成27年 6月16日(火) 時間:13時30分~15時30分 対応者:校長、事務局長、指導員、その他職員	訪問者	○厚生労働省能力開発課 1名 ○職業能力開発総合大学校 基盤整備センター高度訓練開発室 室長および研究員
訪問科	科名:調理技術系調理技術科 基準準拠科名:	設置年:平成4年 3月25日県知事認可 訓練生定員:1学年25人、2学年25人	
①設置の経緯、科名の変遷等	○国の中小企業人材育成事業に基づく県内調理業界の後継者を養成することを目的に、調理師養成事業として設立。 ○平成4年4月9日 調理技術系調理技術科として訓練生定員20名で開校。 ○平成10年11月9日厚生労働省認定(調理師養成施設) ○平成16年度に訓練生定員25名に増員し現在に至る。		
②当該科に係る企業が求める人材ニーズ	2年間をかけて日本料理、西洋料理、中国料理、寿司、麺、製菓など各種料理やサービスなど、食に関するさまざまな分野を学び、料理人としての幅広い視野と高度な調理技術を養い、どの分野に進んでも通用し、活躍可能な【食のスペシャリスト】を目標にしています。		
⑥ 育成目標(仕上がり像)	滋賀県内を中心とする料理旅館、ホテル、料理店、飲食店およびレストランなどの事業所に勤務する従業員が目指す一流料理人や一流シェフの養成施設として人材育成に努めている。企業が求める料理人のスキルアップを図るとともに、地域食文化の推進に貢献する社会人としての育成にも努めています。		

⑦ 入り口の状況 (入校)		23	24	25	26	27
	応募者数	23	25	32	29	22
	入校者数	23	20	28	25	21
⑧ 出口の状況 (修了、求人、就職)		23	24	25	26	27
	修了者数	20	13	23		
	就職者数	19	13	23		
	求人数	0	0	0		

## (2) 当該科を取り巻く環境 (開設時と比較して)

①技能・技術の変化	特に変更なし
②設備や機材の変化	特に変更なし
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	特に変更なし
④現在では、衰退した技能・技術	特に変更なし
⑤その他	

## (3) 教科について

① 訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	(教科名 : 時間数)  特になし	(理由)
② 訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名)  特になし	(理由)
③ 時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 食品学)  (現行時間数 : 変更後の時間数) 60 : 90	(理由)  (1) 食品学で学ぶ食品成分表に記載されている食品数は約2,000種類と増加しています。この数字は今後も増加すると思われます。  (2) 食品の持つ働きについて注目される食品機能を知るとともに、併せて食品の特性(安全性、栄養性、嗜好性)を学ぶ内容が増加しています。  (3) 調理加工の特性など調理師にとって調理する際の重要な要素をより多く習得する必要があります。  以上のとおり、時代の流れに伴い栄養学以上に食品学の時間を増加する必要性が生じたため、変更するものです。
④ 時間数を減らした方が良いと思われる教科	(教科名 : 栄養学)  (現行時間数 : 変更後の時間数) 90 : 60	(理由)  時代の流れに伴い栄養学以上に食品学の時間を増加する必要性が生じたため、変更するものです。

#### (4) 教科の細目について

① 訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目	(教科名 : 教科の細目) 特になし	(理由)
② 教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目	(教科名 : 教科の細目) 特になし	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)

**(5) 設備（機器）基準について**

① 設備基準に記載されていないが、この設備（機器）を使用しないと訓練ができない設備	(設備（機器）：台数) 特になし	(理由)
③ 従来の設備（機器）でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備	(旧設備 → 新設備) 特になし	(理由)
③ 設備基準に記載されているが、不要な設備	(設備名) 特になし	(理由)



④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備	(設備名) 特になし	(理由)
----------------------------	---------------	------

## (6) 当該科の問題点について

①訓練目標について	特になし
②教科の細目の問題点	特になし
③設備の細目の問題点	特になし
④今後必要となる技能・技術	特になし
⑤今後衰退が予想される技能・技術	特になし
⑥その他	

## ②テキスタイル技術系染織技術科

京都職業能力開発短期大学校を平成27年7月10日(金)(8:45~12:15)に訪問し、染織技術科とアパレル技術科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

染織技術科もアパレル技術科もともに現在では、実施施設はない。

したがって、専門家に面談し、両科に係る教科細目の規準、設備細目の規準そして技能照査の規準細目に関して見直しの提案をいただくこととした。

まず、染織技術科についてであるが、技能・技術の変化については、はっきり申し上げて、古代からの製法を引き継いでいる事業所もあれば、最先端機器を活用して先端素材・産業資材を生産しているところまで、事業所毎に多種多様な技能・技術を必要とする分野である。変遷というよりも拡大の方が正しい表現と思われる。具体的には、民芸的な商品から、最先端の宇宙工学までをカバーする素材を提供している分野であり、必要とされる知識、技能、技術は拡大しているといえる。

設備や機材の変化では、汎用機の無い最先端素材系に係る機材等を追いかければ、きりが無い。については、過去から作り出されてきた汎用機で基礎力を養い、企業に入ってから企業サイドが特別開発した機器などに対応できることが大切である。

繊維製品製造の分野は、全ての産業の基礎を築いてきたことからしても、そのすそ野は広がっている。一般化学系産業から工業化学系産業、生産技術系産業から電子・電気・情報に係る分野まで、そのカバー範囲は拡大している。

については、特別な最先端を追うのではなく、多種多様な対応を可能とするベーシックな装置を

人数分導入することが必要である。

開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術については、人のゆとりと生活の豊かさの背景として、工芸的な分野の拡大がある。また、航空宇宙工学から車両系産業への繊維素材の活用には、目を見張るものがある。これらへの対応は必須であると思われる。また、先端技術への電気・電子・情報分野の必要性は増しており、施設が有する生産技術系機材・電子・情報・通信系資材の共用と講義対応はもとより、2D、3DのCADシステム、VR技術を駆使した仮想現実への対応なども必須である。

また、産業の発展は、エネルギーと繊維から始まると云われる。日本の3工大が、官営の工業学校として機織、紡織科をベースに配置され発展していく道程からしても、そのことは明らかである。

さらに、トヨタ自工の前身である豊田自動織機、日産もプリンスも自動織機の製造、スズキ自工も織布系産業から自動車産業に転身と、多くの現在の日本の屋台骨を背負う産業が、繊維製品製造にかかわりをもって成長してきている。つまり、織布と紡績から始まると云っても過言ではない。

繊維製品製造の技術・技能は、これらのことを勘案すると、温故知新の大切な分野でもある。昭和30年代に米国との産業政策の取引で、その経済発展の道が閉ざされる方向に向かうわけであるが、日本の各地で今でも歴史の重みの中で脈々と流れる「ものづくり」への想いと取組は、特筆に値する。

現在、古くからの産業である繊維製品製造の伝承と後継者育成が一大課題となっている。

丹後・西陣はもとより、今治、新潟からも伝承できる人材の問い合わせをいただくが、地域で活躍できる人材を育てることを止めたことを残念に思う次第である。

発展途上の国に、中国に依存する体質になっている事実も否めないが、そのために製造物のレパトリーは狭まり、限られた製品のみでの選択を強いられている現実がある。

今の時代は、人が、ゆとりと豊かさを体感できない時代である。このためか、一般の人々は、「本物を知らない」といわれることが多い。それは、本物を知らせていない、見せていない、教えていないからであると考え。「本物」作りだす日本の「ものづくり」の復興は、この分野から始まるのだと確信している。是非、そのスタートを等機構が担えるように期待をしている。

教科、教科の細目、設備（機器）については、現状で問題はない。

当該科の問題点についてであるが、特筆するような問題は見あたらない。

## ヒアリングシート

### (1) 当該科の概要について

高度職業訓練

課程

施設名	近畿職業能力開発大学校 附属京都職業能力開発短期大学校	住所	〒624-0912 京都府舞鶴市上安 1922
訪問日時等	平成27年7月10日(金) 時間：8時45分～12時15分 対応者： 校長 指導員	訪問者	基盤整備センター 高度訓練開発室 来入室長 田野倉相談役

訪問科	科名： 染織技術科 基準準拠科名：染織技術科	設置年： 1981年4月（染織り技術科） 1989年4月（染織技術科） 訓練生定員： 20名
①設置の経緯、科名の変遷等	<p>時期としては、製品製造にかかる工業組合および傘下の企業集団から、後継者育成に関する要望が多く聞かれていた。また、当時組合員で日本最大の工業組合であった丹後織物工業組合様および西陣織工業組合様をバックボーンとする京都の地では、伝統産業の継承および新素材、新技術への対応ができる若年実践技術者の養成、また総合産地化への対応は急務であった。</p> <p>これに対応するために、舞鶴高等職業訓練校の京都職業訓練短期大学校への再編時に、当時の俗に言う「目玉の科」として、「染織り技術科」が設置された。科名の変遷としては、設置当初は、染織と染色の混同を避けるために「染織り技術科」と称していたが、1989年の学科再編の際に、他科との名称の統一性も勘案し、「染織技術科」としている。</p> <p>設置当初、「知名度の低さ」と「職業訓練」という言葉から受けるイメージ論からか、学生の充足率が悪かった。しかし、全国広報が行われるようになってから、京都の舞鶴の地に「染織を学べる場がある」ことが知られ始め、充足率が急速に向上している。</p> <p>しかし、21世紀に入ってからブロック主体の広報体制に入り、他ブロックへの広報が抑制され、応募者数も激減し始める結果となっている。</p>	
②当該科に係る企業が求める人材ニーズ	<p>現在となっては、斜陽産業と目されている繊維製品製造業であるが、「日本ならではの」を実践している企業においては、次世代を担う実践技術者の養成に苦慮している。現に、今春には四国は今治のタオル産地から人材育成にかかる調査および視察に、当校を訪れている。</p> <p>新潟からも東京からもまた九州方面、沖縄からも、人材の紹介依頼や育成にかかる技術的な相談、質問が染織技術科の廃科された今も、当時の人脈をたどって行われている事実もある。</p> <p>聞けば、どちらの地域も高齢化への的確な対応が取れないこと、生産を海外に依存しての失敗談などを背景に、自前の力をつける大切さに気付いてのことと見られている。</p> <p>この意味で、繊維製品製造に関する実践技術者養成は、文部科学省系で行われなくなった今、多数とはいえないものの全国で数十名／年の養成は必要であろうと思われる。</p>	
③ 育成目標（仕上がり像）	<p>染織は、染めと織の複合技術（ポリテクニク）として企画したが、最終製品を手掛ける場合、必須の技術であると考えられる。欲を言うなら、企画・縫製の分野までを含めたいところであるが、ここまで含めた場合、2年での習得は不可能であると考えられる。</p> <p>については、繊維製品製造の高性能・高機能素材の企画製造に関する実践技術者養成として、仕上がり像を構成すべきと考える。</p> <p>つまり、一次元製品である繊維素材を構成する高分子に関する知識・技能・技術から、それらを的確に組み合わせて2次元製品である布に構成し、その加工を企画・実施できる実践技術者の養成までが、2年の専門課程の中で実施できる限界であろうと考える。</p> <p>また、繊維製品製造業のそれぞれの企業は、多くの場合分業化されており、総合的な知識・技能・技術を持ちながら、企業形態に合わせた分業体制の中で、前後のかかわりを熟知した実践技術者が果たすべき役割を理解させる体制、つまりコース分けを含めた体制づくりも必要であると考えられる。</p> <p>まとめると、繊維製品製造にかかる総合的な知識と全般を網羅できる技術力、そしてそれらの1パートで、学び修得した技能を発揮できる人材。これが育成目標であろうと考えられる。</p>	

④ 入り口の状況 (入校)	平成21年度の入校が最終であり、統計がありません。					
		23	24	25	26	27
	応募者数	—	—	—	—	—
⑤ 出口の状況 (修了、求人、就職)	平成22年度が最終の卒業生であり、統計がありません。					
		23	24	25	26	27
	修了者数	—	—	—	—	—
	就職者数	—	—	—	—	—
	求人	—	—	—	—	

## (2) 当該科を取り巻く環境 (開設時と比較して)

①技能・技術の変化	はっきり申し上げて、古代からの製法を引き継いでいる事業所もあれば、最先端機器を活用して先端素材・産業資材を生産しているところまで、事業所毎に多種多様な技能・技術を必要とする分野である。変遷というよりも拡大の方が正しい表現と思われる。具体的には、民芸的な商品から、最先端の宇宙工学までをカバーする素材を提供している分野であり、必要とされる知識、技能、技術は拡大しているといえる。
②設備や機材の変化	汎用機の無い最先端素材系に係る機材等を追っかければ、きりが無い。ついでには、過去から作り出されてきた汎用機で基礎力を養い、企業に入ってから企業サイドが特別開発した機器などに対応できることが大切である。繊維製品製造の分野は、全ての産業の基礎を築いてきたことからしても、そのすそ野は広がっている。一般化学系産業から工業化学系産業、生産技術系産業から電子・電気・情報に係る分野まで、そのカバー範囲は拡大している。ついでには、特別な最先端を追うのではなく、多種多様な対応を可能とするベーシックな装置を人数分導入することが必要である。
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	人のゆとりと生活の豊かさの背景として、工芸的な分野の拡大がある。また、航空宇宙工学から車両系産業への繊維素材の活用には、目を見張るものがある。これらへの対応は必須であると思われる。また、先端技術への電気・電子・情報分野の必要性は増しており、施設が有する生産技術系機材・電子・情報・通信系資材の共用と講義対応はもとより、2D、3DのCADシステム、VR技術を駆使した仮想現実への対応なども必須である。
④現在では、衰退した技能・技術	繊維製品製造に係る各企業の実情を見る限り、衰退したと判断される機能・技術は無いと考えられる。
⑤その他	産業の発展は、エネルギーと繊維から始まると云われる。日本の3工大が、官営の工業学校として機織、紡織科をベースに配置され発展していく道程からしても、そのことは明らかである。 また、トヨタ自工の前身である豊田自動織機、日産もプリンスも自動織機の製造、スズキ自工も織布系産業から自動車産業に転身と、多くの現在の日本の屋台骨を背負う産業が、繊維製品製造にかかわりをもって成長してきている。つまり、織布と紡績から始まると云っても過言ではない。 繊維製品製造の技術・技能は、これらのことを勘案すると、温故知新の大切な分野でもある。昭和30年代に米国との産業政策の取引で、その経済発展の道が閉ざされる方向に向かうわけであるが、日本の各地で今でも歴史の重みの中で脈々と流れる「ものづくり」への想いと取組は、特筆に値する。

	<p>現在、古くからの産業である繊維製品製造の伝承と後継者育成が一大課題となっている。丹後・西陣はもとより、今治、新潟からも伝承できる人材の問い合わせをいただくが、地域で活躍できる人材を育てることを止めたことを残念に思う次第である。</p> <p>発展途上の国や中国に依存する体質になっている事実も否めないが、そのために製造物のレパートリーは狭まり、限られた製品のみでの選択を強いられている現実がある。</p> <p>今の時代は、人が、ゆとりと豊かさを体感できない時代である。このためか、一般の人々は、「本物を知らない」といわれることが多い。それは、本物を知らせていない、見せていない、教えていないからであると考え。「本物」作りだす日本の「ものづくり」の復興は、この分野から始まるのだと確信している。是非、そのスタートを当機構が担えるように期待をしている。</p>
--	--

**(3) 教科について**

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	(教科名 : 時間数)  特にありません。	(理由)  _____
②訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名 : 時間数)  特にありません。	(理由)  _____
③時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 現行時間数：変更後の時間数)  特にありません。	(理由)  _____
④時間数を減らした方が良いと思われる教科	教科名 : (現行時間数：変更後の時間数)  特にありません。	(理由)  _____

**(4) 教科の細目について**



①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目	(教科名 : 教科の細目)  特にありません。	(理由)  _____
②教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目	(教科名 : 教科の細目)  特にありません。	(理由)  _____
	(教科名 : 教科の細目)  特にありません。	(理由)  _____
	(教科名 : 教科の細目)  特にありません。	(理由)  _____
	(教科名 : 教科の細目)  特にありません。	(理由)  _____

**(5) 設備 (機器) 基準について**

①設備基準に記載されていないが、この設備 (機器) を使用しないと訓練ができない設備	(設備 (機器) : 台数)  現行実施していませんし、予算のかかわりも見えかねますので、返答が困難です。	(理由) 訓練生数に対する台数基準が、少し気になってはいます。基準を作った際、それまでに整えられた機器の台数等で計上しているので、理想を追ってはいません。
--	---	--

<p>②従来の設備（機器）でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備</p>	<p>(旧設備 → 新設備)</p> <p>現行実施していませんし、予算のかかわりも見えかねますので、返答が困難です。</p>	<p>(理由)</p> <p>_____</p>
<p>③設備基準に記載されているが、不要な設備</p>	<p>(設備名)</p> <p>現行実施していませんし、予算のかかわりも見えかねますので、返答が困難です。</p>	<p>(理由)</p> <p>_____</p>
<p>④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備</p>	<p>(設備名)</p> <p>現行実施していませんし、予算のかかわりも見えかねますので、返答が困難ですが、CAD/CAMシステムについては、訓練効率の観点からも、一人一台とすべきです。</p>	<p>(理由)</p> <p>時代の状況を勘案すると、当然のことである。</p>

(6) 当該科の問題点について

<p>①訓練目標について</p>	<p>⑥その他の記載内容とマッチングしての検討となります。現状の2年を考えると、問題ないと思います。</p>
<p>②教科の細目の問題点</p>	<p>特になし</p>
<p>②設備の細目の問題点</p>	<p>設備については、(式) 記述を行っており、特に問題はありません。なお、(台) 記述を強いられたところは、時代の状況を勘案し、一人一台の環境が必要であると思います。</p>
<p>④今後必要となる技能・技術</p>	<p>企画・マーケティング力、分析・改善能力</p>
<p>⑤今後衰退が予想される技能・技術</p>	<p>単純生産能力</p>
<p>⑥その他</p>	<p>内容が歴史的なものから最先端技術利用等多岐にわたるため、訓練年限の3年化、4年化を検討されたい。</p>

## ③服飾技術系アパレル技術科

京都職業能力開発短期大学校を平成27年7月10日（金）（8：45～12：15）に訪問し、染織技術科と同様にアパレル技術科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

アパレル技術科も染織技術科と同様に現在では、実施施設はない。

したがって、専門家に面談し、両科に係る教科細目の規準、設備細目の基準そして技能照査の基準の細目に関して見直しの作成提案をいただくこととした。

なお、ヒアリングシートについては、京都職業短期大学校がアパレル技術科を設置運営した経緯がないので、記載作成の依頼は行わなかった。

## ④服飾技術系和裁技術科

平成27年6月23日（火）（13：30～15：30）に匠きもの短期大学校を訪問し、服飾技術系和裁技術科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

現在、当該科に対して企業が求める人材ニーズは、和裁関係の技術・技能者の高齢化問題や既製品の海外生産（ベトナム他）による輸入品が市場の7～8割を占めることから、日本国内ではオーダーメイドによる生産が主体となり、製品に高付加価値を課す意味合いからも和裁技術者に熟練したスキルが求められる。

育成目標は、技能五輪、コンクール上位入賞ができる技能者の育成である。

当該科を取り巻く環境は、開設時と比較して、技能・技術の変化について見た場合、和裁技能・技術については、日本文化の一翼を担う着物文化であり、古来よりすでに完成された和裁技術を継承してきているので、専門知識や技能・技術については、特に新しいものの導入は見られない。

設備や機材の変化では、和裁技術科において使用する設備や機材は、この分野の技術が伝統工芸の色彩が色濃く、手工芸的要素が大半であり、自動化された技術や技能はほとんどない。したがって、使用する道具や工具においては性能は別として新しい設備や機材は特にはない。

開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術では、この業界では、前述したとおり技能・技術の継承が必要な状況であり、開設時における技能・技術に大きな変化は見られない。

現在では、衰退した技能・技術については、当該科における技能・技術は、手作業によるものは大半を占めることから、衰退した技能・技術は見られない。

なお、この業界では、非常に閉鎖的というか、さまざまな仕組みが封建的な枠組みを継承してきているため、業界そのものが現在の国際化対応に遅れをとっている感が否めない。若年者が、業界へ入り込もうとする魅力などが欠落するのもしこうしたことが要因の一つとして考えられる。

教科、教科の細目、設備（機器）については、現状で問題はない。

当該科の問題点についてであるが、特筆するような問題は見あたらない。

なお、当該科の今後の問題点としては、以下のことが考えられる。

- ・訓練目標について

2年間では、熟練技能を付与するには十分な時間とはいえず、したがって、基本的な知識・技能・技術を身につけさせることとしている。

- ・教科の細目の問題点

和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、教科



- の細目については、既存のものでほぼ十分であると考え。
- ・設備の細目の問題点  
和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、設備の細目については、既存のものでほぼ十分であると考え。
  - ・今後必要となる技能・技術  
和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、今後必要となる技能・技術については、特に見あたらないものと考え。
  - ・今後衰退が予想される技能・技術  
和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、今後必要となる技能・技術については、特に見あたらないものと考え。
  - ・その他  
着物業界の良い意味でも悪い意味でも古い仕組みの中で、関係者がそれぞれに営んでいるが、業界を発展させるには、グローバル視野に立った業界の仕組み、再編整備が求められていると考える。

## ヒアリングシート

### (1) 当該科の概要について

高度職業訓練

課程

施設名	匠きもの短期大学校	住所	〒306-0012 茨城県古河市旭町2-20-32
訪問日時等	平成27年6月23日(火) 時間: 13時30分~15時 30分 対応者: 校長 教務主任	訪問者	厚生労働省能開局和田係長 基盤整備センター来住室長 基盤整備センター田野倉
訪問科	科名: 服飾技術系和裁技術科 基準準拠科名: 和裁技術科	設置年: 平成4年 訓練生定員: 25名	
①設置の経緯、科名の変遷等	平成4年以前は、普通職業訓練として職業訓練を実施してきたが、平成4年より、高度職業訓練の専門課程として高卒2年制へ移行させた。		
②当該科に係る企業が求める人材ニーズ	和裁関係の技術・技能者の高齢化問題や既製品の海外生産(ベトナム他)による輸入品が市場の7~8割を占めることから、日本国内ではオーダーメイドによる生産が主体となり、製品に高付加価値を課す意味合いからも和裁技術者に熟練したスキルが求められる。		
③育成目標(仕上がり像)	技能五輪、コンクール上位入賞		

④ 入り口の状況 (入校)						
		23	24	25	26	27
	応募者数	10	10	7	6	6
	入校者数	9	10	5	6	4
⑤ 出口の状況 (修了、求人、 就職)						
		23	24	25	26	27
	修了者数	10	10	9	10	5
	就職者数	2	0	1	2	2
	求人数					

### (2) 当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）

①技能・技術の変化	和裁技能・技術については、日本文化の一翼を担う着物文化であり、古来よりすでに完成された和裁技術を継承してきているので、専門知識や技能・技術については、特に新しいものの導入は見られない。
②設備や機材の変化	和裁技術科において使用する設備や機材は、この分野の技術が伝統工芸的色彩が濃く、手工芸的要素が大半であり、自動化された技術や技能はほとんどない。したがって、使用する道具や工具においては性能は別として新しい設備や機材は特にはない。
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	この業界では、前述したとおり技能・技術の継承が必要な状況であり、開設時における技能・技術に大きな変化は見られない。
④現在では、衰退した技能・技術	当該科における技能・技術は、手作業によるものは大半を占めることから、衰退した技能・技術は見られない。
⑤その他	この業界では、非常に閉鎖的というか、さまざまな仕組みが封建的な枠組みを継承してきているため、業界そのものが現在の国際化対応に遅れをとっている感が否めない。若年者が、業界へ入り込もうとする魅力などが欠落するのもこうしたことが要因の一つとして考えられる。

### (3) 教科について

① 訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	(教科名 : 時間数)	(理由)
② 訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名)	(理由)
③ 時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 現行時間数 : 変更後の時間数)	(理由)
④ 時間数を減らした方が良いと思われる教科	教科名 : (現行時間数 : 変更後の時間数)	(理由)

**(4) 教科の細目について**

① 訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
② 教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)

	(教科名 : 教科の細目)	(理由)
	(教科名 : 教科の細目)	(理由)

**(5) 設備（機器）基準について**

①設備基準に記載されていないが、この設備（機器）を使用しないと訓練ができない設備	(設備（機器）：台数)	(理由)
②従来の設備（機器）でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備	(旧設備 → 新設備)	(理由)
③設備基準に記載されているが、不要な設備	(設備名)	(理由)
④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備	(設備名)	(理由)

**(6) 当該科の問題点について**

① 訓練目標について	2年間では、熟練技能を付与するには十分な時間とはいえず、したがって、基本的な知識・技能・技術を身につけさせることとしている。
② 教科の細目の問題点	和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、教科の細目については、既存のものでほぼ十分であると考ええる。
③ 設備の細目の問題点	和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、設備の細目については、既存のものでほぼ十分であると考ええる。
④ 今後必要となる技能・技術	和裁技術そのものが新しい技術の導入ということは、ほとんどなく、したがって、今後必要となる技能・技術については、特に見あたらないものと考ええる。
⑤ 今後衰退が予想される技能・技術	和裁技術は、古来よりの継承的技術が主であり、衰退よりも継承していくことが重要であると考ええる。
⑥ その他	着物業界の良い意味でも悪い意味でも古い仕組みの中で、関係者がそれぞれに営んでいるが、業界を発展させるには、グローバル視野に立った業界の仕組み、再編整備が求められていると考ええる。

#### ⑤ 輸送機器整備技術系航空機整備科

千葉職業能力開発短期大学校成田校を平成27年7月16日（木）（15:00～17:030）に訪問し、輸送機器整備技術系航空機整備科に係る教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係るヒアリングを実施した。

現在、当該科に対して企業が求める人材ニーズは、科学技術の最先端にある航空機産業界において、航空機を安全に運航させる上で重要な整備技術の習得が求められており、航空機整備に必要な知識と技術、的確な判断力を有する実践技術者が人材ニーズである。

育成目標は、国土交通大臣指定航空従事者養成校として、国家試験の学科（1年時末）、実技（技能審査）の基本技術Ⅱ（2年次10月）、専門技術（2年次2月）の受験により二等航空運航整備士の国家資格取得を目標としている。

当該科を取り巻く環境は、開設時と比べて以下のとおりである。

設備や機材の変化、開設時は必要なかったが現在は必要となる技能・技術、現在では、衰退した技能・技術等について見た場合、設立当時は三等航空整備士（飛行機・陸上単発機）の航空従事者養成施設指定校であったが、平成15年4月10日付で二等航空運航整備士の指定校となっている。また、航空機業界では、整備機会の減少による各会社が有する知見を航空会社間で共有することが課題となっている。航空機材料等の新素材の知識等と従来からの基本技術Ⅱの重要性が高まっているといえる。

教科については、以下のとおりである。

訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科では、情報工学概論に替え、大型機整備に必要な航空機専門用語の理解、座学及び実機研修を通じ大型機システムの概要等を習得するため大型機概論を3U実施しており、系基礎学科として大型機概論を3単位実施している。

訓練基準に記載されているが、不要な教科を見た場合、情報工学概論に替え、大型機整備に必要な航空機専門用語の理解、座学及び実機研修を通じ大型機システムの概要等を習得するた

め大型機概論を3単位実施しており、情報工学概論（コンピュータの歴史、基本構成他）については実施していない。

時間数を増やした方が、良いと思われる教科については、航空従事者学科試験合格率を高めるために空力学（4単位→7単位）、機体学（4単位→7単位）、航空装備学（4単位→12単位）を増加させている。

時間数を減らした方が良いと思われる教科は、特にない。

教科の細目についてであるが、訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目として、設計・製造と異なる航空機整備には、プログラム言語の習得は重要ではないため、BASIC言語演習は実施せず、訓練時間を65時間から35時間に減少させており、情報処理実習の教科の細目の中ではBASIC言語演習は実施していない。

教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目は認められない。

設備（機器）の細目については、設備基準に記載されていないが、この設備（機器）を使用しないと訓練ができない設備としては、特には見あたらない。

従来の設備（機器）でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備としては、計器装備機器：高度計、対気速度計、昇降計、吸気圧力計、水平儀、定針儀、旋回計、磁気コンパス、回転計指示器、シリンダ温度計、ガス温度計、外気温度計が上げられる。

設備基準に記載されているが、不要な設備としては、生産技術科と共用のため、情報処理実習室、溶接機、溶接棒乾燥器等が挙げられる。

設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備としては、ピストンエンジン課程の場合に限り、航空ピストンエンジンは4名あたり1台として、航空ピストンエンジン、航空タービンエンジンを挙げられる。

なお、当該科の今後の問題点としては、以下のことが考えられる。

- ・訓練目標について  
従前は、三等航空整備士（飛行機・陸上単発機）の航空従事者養成施設指定校であったが、平成15年4月10日付で二等航空運航整備士の指定校となった。指定校としての訓練目標が優先される。
- ・教科の細目の問題点  
指定校としての訓練目標を達成するための細目が優先される。
- ・設備の細目の問題点  
指定校としての設備基準を満たすことが優先される。
- ・今後必要となる技能・技術  
MRJ等の国産機整備等に必要な技術・技能。
- ・今後衰退が予想される技能・技術  
特にない。
- ・その他  
指定養成施設専門技術課程の各科目見直しによる訓練時間の変更等についての専門課程基準の見直し等の手続きについて検討する必要があると思料される。

## ヒアリングシート

### (1) 当該科の概要について

高度職業訓練

課程

施設名	千葉職業能力開発短期大学校 成田校	住所	〒286-0045 千葉県成田市並木町 221-20
-----	----------------------	----	-------------------------------

訪問日時等	平成 27 年 7 月 16 日 (木) 時 間： 15 時～ 17 時 対応者：校長、部長 主席学科教官 主席実技教官	訪 問 者	厚生労働省能開局 熊一指導官、黒丸事務官 基盤整備センター 来入室長、田野倉相談役			
訪問科	科名：航空機整備科 基準準拠科名：	設 置 年：1991 年 4 月	訓練生定員：30 名			
①設置の経緯、科名の変遷等	職業能力開発促進法に基づき、千葉市と成田市に千葉職業訓練短期大学校を開設。設置科目は、制御技術科・生産技術科・電子技術科・情報システム科・住居環境科・デザイン科・航空機整備科の 7 科。					
②当該科に係る企業が求める人材ニーズ	科学技術の最先端にある航空機産業界において、航空機を安全に運航させる上で重要な整備技術の習得が求められており、航空機整備に必要な知識と技術、的確な判断力を有する実践技術者が人材ニーズである。					
③育成目標（仕上がり像）	国土交通大臣指定航空従事者養成校として、国家試験の学科（1 年時末）、実技（技能審査）の基本技術Ⅱ（2 年次 10 月）、専門技術（2 年次 2 月）の受験により二等航空運航整備士の国家資格取得を目標とする。					
④入り口の状況（入校）	近年、右肩上がりの航空需要により航空機整備士の不足が懸念されているが、国土交通省の二等航空運航整備士の指定養成施設であり、全国で唯一の公的機関が運営する航空整備士養成訓練施設として、入口の状況も良好である。					
		2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	応募者数	41	41	58	51	65
	入校者数	30	30	30	30	30
⑤ 出口の状況（修了、求人、就職）	毎年 100%の就職率を保持しており、多くの学生が航空機整備会社及び航空機関連会社に就職している。平成 3 年からの累計では、JAL グループに 213 名、ANA グループに 193 名、その他の航空関係に 89 名、官公庁に 96 名、その他の一般企業に 66 名となっている。					
		2 3	2 4	2 5	2 6	2 7
	修了者数	29	27	26	28	
	就職者数	29	27	26	28	
	求人数	41	78	92	142	

(2) 当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）

①技能・技術の変化	設立当時は、三等航空整備士（飛行機・陸上単発機）の航空従事者養成施設指定校であったが、平成 1 5 年 4 月 1 0 日付で二等航空運航整備士の指定
-----------	---



②設備や機材の変化	校となっている。また、航空機業界では、整備機会の減少による各個社が有する知見を航空会社間で共有することが課題となっている。航空機材料等の新素材の知識等と従来からの基本技術Ⅱの重要性が高まっている。  別添資料により補足説明 ①航空機整備科・拡充検討（ポリテクカレッジ千葉成田校；2014年12月） ②国土交通省航空局対策官ヒアリングメモ（H26.12.24） ③航空機業界の最新事情（トピックス）
③開設時は必要なかったが、現在は必要となる技能・技術	
④現在では、衰退した技能・技術	
⑤その他	
	名称等の変更（2.5t未満の軽飛行機→単発飛行機、2.5t以上の軽飛行機→双発飛行機、小型ヘリコプター→回転翼飛行機、電気式重量測定機→重量測定機、けい光探傷機→蛍光探傷器、超音波検査機→超音波探傷器）

**(3) 教科について**

①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科	(教科名 : 時間数) 系基礎学科として大型機概論を3単位実施している。	(理由) 情報工学概論に替え、大型機整備に必要な航空機専門用語の理解、座学及び実機研修を通じ大型機システムの概要等を習得するため大型機概論を3単位施。
②訓練基準に記載されているが、不要な教科	(教科名) 情報工学概論（コンピュータの歴史、基本構成他）については実施していない。	(理由) 情報工学概論に替え、大型機整備に必要な航空機専門用語の理解、座学及び実機研修を通じ大型機システムの概要等を習得するため大型機概論を3単位実施。
③時間数を増やした方が、良いと思われる教科	(教科名 : 現行時間数：変更後の時間数) 航空力学（4単位→7単位）、機体学（4単位→7単位）、航空装備学（4単位→12単位）	(理由) 航空従事者学科試験合格率を高めるために増加。
④時間数を減らした方が良いと思われる教科	教科名 : (現行時間数：変更後の時間数) 特になし	(理由)

**(4) 教科の細目について**



<p>①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目</p>	<p>(教科名 : 教科の細目)  特にないが、情報処理実習の教科の細目の中ではBASIC言語演習は実施していない。</p>	<p>(理由) 設計・製造と異なる航空機整備には、プログラム言語の習得は重要ではないため、BASIC言語演習は実施せず、訓練時間を65時間から35時間に減少。</p>
<p>②教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目</p>		

(5) 設備 (機器) 基準について

<p>①設備基準に記載されていないが、この設備 (機器) を使用しないと訓練ができない設備</p>	<p>(設備 (機器) : 台数) 特になし。 ※追加項目としては、航空機ジャッキアップ用として油圧ジャッキが対象航空機数(式)、プロペラガバナーが4名あたり1台、ピストンエンジン課程に限るがマグネットが4名あたり1台が必要と考えられる。</p>	<p>(理由)</p>
<p>②従来の設備 (機器) でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備</p>	<p>(旧設備 → 新設備) 計器装備機器：高度計、対気速度計、昇降計、吸気圧力計、水平儀、定針儀、旋回計、磁気コンパス、回転計指示器、シリンダ温度計、ガス温度計、外気温度計</p>	<p>(理由) 摘要追記 (高度計、対気速度計、昇降計、吸気圧力計、水平儀、定針儀、旋回計、磁気コンパス、回転計指示器、シリンダ温度計、ガス温度計、外気温度計)</p>
<p>③設備基準に記載されているが、不要な設備</p>	<p>(設備名) 情報処理実習室、溶接機、溶接棒乾燥器等</p>	<p>(理由) 生産技術科と共用のため不要なものは、情報処理実習室、溶接機、溶接棒乾燥器等</p>
<p>④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備</p>	<p>(設備名) 航空ピストンエンジン、航空タービンエンジン</p>	<p>(理由) ピストンエンジン課程の場合に限り、航空ピストンエンジンは4名あたり1台 タービンエンジン課程の場合に限り、航空タービンエンジンは4名あたり1台</p>

## (6) 当該科の問題点について

①訓練目標について	従前は、三等航空整備士（飛行機・陸上単発機）の航空従事者養成施設指定校であったが、平成15年4月10日付で二等航空運航整備士の指定校となった。指定校としての訓練目標が優先される。
②教科の細目の問題点	指定校としての訓練目標を達成するための細目が優先される。
③設備の細目の問題点	指定校としての設備基準を満たすことが優先される。
④今後必要となる技能・技術	MR J等の国産機整備等に必要な技術・技能。
⑤今後衰退が予想される技能・技術	
⑥その他	指定養成施設専門技術課程の各科目見直しによる訓練時間の変更等についての専門課程基準の見直し等の手続きについて検討する必要があると思料される。

## ⑥化学システム系環境化学科

化学システム系環境化学科については、現在、設置している施設がなく、よって、平成27年6月5日（金）に職業能力開発総合大学校の専門家に教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係る見直し研究会の趣旨を説明し、理解を得、改訂案の作成に係る依頼を行い、教科細目の基準、設備細目の基準そして技能照査の基準の細目に関して見直しの作成提案をいただいた。

なお、ヒアリングシートについては、設置運営をしていないことから記載作成の依頼は行わなかった。

## ⑦化学システム系産業化学科

化学システム系産業化学科についても、環境化学科同様、現在、設置している施設がなく、よって、平成27年6月5日（金）に職業能力開発総合大学校の専門家に教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係る見直し研究会の趣旨を説明し、理解を得、改訂案の作成に係る依頼を行い、教科細目の基準、設備細目の基準そして技能照査の基準の細目に関して見直しの作成提案をいただいた。

なお、ヒアリングシートについては、設置運営をしていないことから記載作成の依頼は行わなかった。

⑧エネルギー技術系原子力科

エネルギー技術系原子力科についても、環境化学科同様、現在、設置している施設がなく、よって、平成27年5月26日(月)に職業能力開発総合大学校の専門家に教科の細目、設備の細目及び技能照査の基準の細目等に係る見直し研究会の趣旨を説明し、理解を得、改訂案の作成に係る依頼を行い、教科細目の基準、設備細目の基準そして技能照査の基準の細目に関して見直しの作成提案をいただいた。

なお、ヒアリングシートについては、設置運営をしていないことから記載作成の依頼は行わなかった。

⑨ビジネス技術系ビジネスマネジメント科

ビジネス技術系ビジネスマネジメント科については、山形県立産業技術短期大学校庄内校へヒアリング調査等の依頼を行ったところ、平成27年7月2日(木)に庄内校では、別表6にある専攻科としてビジネスマネジメント科(国際経営科)を実施していないとの説明を受けた。よって、急遽、ビジネス技術系ビジネスマネジメント科に係る基準の見直しに係る協力(アンケート調査等)を依頼し、ヒアリング調査に替えることとし、教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直し提案書案の作成について資料を郵送し、電話によるヒアリングを併せて行った。

結果としては、ビジネス技術系ビジネスマネジメント科に係る基準の見直しに係る教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直しについては、必要がないと認められると回答を得、したがって、当該科については、新たな基準の見直しについての提案は必要なしとの提案とすることとした。

以下にアンケート調査票を添付する。

**高度職業訓練 訓練基準の見直しに係るアンケート調査票**

回答施設名：( 山形県立産業技術短期大学校庄内校 ) 実施訓練科名：( 国際経営 ) 科

施行規則上の準拠訓練科名：ビジネスマネジメント科

平成27年7月2日 回答者氏名：( )

接客ビジネス系高度職業訓練に係る訓練科(ホテルビジネス科)の訓練基準の見直しのための検討をいたしたく、貴校のご意見、実施状況をお知らせください。

各設問について、該当番号を○で囲み、に該当事項を記入するとともに、必要がある場合は、添付資料1～3にもご意見を記述してください。

2. 職業訓練基準の見直しについて、下記の該当する番号に○印を記入してください。

- ① 見直しが必要である      ②  見直しの必要がない

2. 前記1で①「見直しが必要である」と回答した場合は、下記の該当する番号に○印を記入し

てください。

① 教科の細目 ②設備の細目

(注:「技能照査の基準の細目」の見直しは、「教科の細目」に変更がある場合に行うこととします)

3. 前記2で具体的な変更提案がある場合は、添付資料1「別表6」、添付資料2「教科の細目」、添付資料3「設備の細目」に変更点とその理由を記入してください。  
特に、②設備の細目(添付資料3)に係る変更提案では、以下を含めて回答をお願いします。  
イ) この設備機器を変更しないと訓練ができない。  
イ) 従来 of 設備機器でも代用ができるが、標準として使用している。
4. 最近の技術革新等に伴い、訓練基準内で最も重点を置いている教科目(実習を含む)があれば、記入してください。

1) 教科目名:( 簿記論 )  
内容)

日商簿記3級から1級レベルの幅広い領域をカバーし、かつ税理士試験簿記論への橋渡しを意識した簿記会計に関する技能の教育訓練科目である。  
(日商簿記検定1～3級の出題区分に応じた科目で訓練を行う)

2) 教科目名:( )  
内容)

5. 貴施設において、職業訓練基準に追加して独自に行っている訓練内容で、他校にも紹介のできる内容、あるいは、基準に相応しい内容等ありましたら、記入してください。

1) 教科目名:( )  
内容)

なし

2) 教科目名:( )  
内容)

6. その他、高度職業訓練又は訓練基準についてご意見、ご要望等ありましたら自由に記入してください。

⑩食品製造技術系製パン・製菓技術科

食品製造技術系製パン・製菓技術科については、千秋庵成果短期大学校へヒアリング調査等の依頼を行ったところ、現在、休講中であり、訓練は実施していないとの説明を受け、訪問によるヒアリング調査を取りやめ、電話で基準の見直しに係る研究会の趣旨説明を行い、協力を依頼し、ヒアリング調査に替えることとした。

教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直し提案書案の作成について資料を郵送し、電話によるヒアリングを併せて行った結果、食品製造技術系製パン・製菓科の基準の見直しに係る教科の細目、設備の細目、技能照査の基準の細目に対する見直しについては、必要がないと認められると回答を得、したがって、当該科については、新たな基準の見直しについての提案は必要なしとの提案とすることとした。

以下に電話と郵送によるヒアリング調査に係るヒアリングシートを記す。

## ヒアリングシート

**(1) 当該科の概要について**

高度職業訓練課程

施設名	千秋庵製菓短期大学校	住所	〒060-0063 北海道札幌市中央区南3条西3-17
訪問日時等	平成27年7月15(水) 時間：時分～時分 対応者：	訪問者	基盤整備センター

訪問科	科名：製パン・製菓技術科 基準準拠科名：	設置年： 訓練生定員：				
①設置の経緯、科名の変遷等	平成26年3月より休講中。					
②当該科に係る企業が求める人材ニーズ						
③育成目標（仕上がり像）						
④入り口の状況 —(入校)—						
		23	24	25	26	27
	応募者数					
	入校者数					
⑤出口の状況 —(修子、求人、就職)—						
		23	24	25	26	27
	修子者数					
	就職者数					
	求人数					

(2) 当該科を取り巻く環境（開設時と比較して）

①技能・技術の変化	
②設備や機材の変化	

③開設時は必要 なかったが、現 在は必要とな る技能・技術	
④現在では、衰退 した技能・技術	
⑤その他	

### (3) 教科について

①訓練基準には 記載されてい ないが、訓練を 実施する上で 必須である と思われる教科	(教科名 : 時間数) 人間力を高める必要があるのではと考 える。	(理由) 豊かな人間性をもった技能・技 術者の育成が必要ではと考 える。
②訓練基準に記 載されている が、不要な教科	(教科名)	(理由)
③時間数を増や した方が、良い と思われる教 科	(教科名 : 現行時間数 : 変更後の時間数)	(理由)
④時間数を減ら した方が良い と思われる教 科	教科名 : (現行時間数 : 変更後の時間数) 経営学概論、情報処理論、情報処理演習の 時間を減らし、他教科の時間数を増やした らよいのではと考える。	(理由)

### (4) 教科の細目について

<p>①訓練基準には記載されていないが、訓練を実施する上で必須であると思われる教科の細目</p>	<p>(教科名 : 教科の細目) 人間力を高める必要があるのではと考える。</p>	<p>(理由) 豊かな人間性をもった技能・技術者の育成が必要ではと考える。</p>
<p>②教科の細目に記載されているが、不要な教科の細目</p>	<p>(教科名 : 教科の細目) 特になし。</p>	<p>(理由)</p>
	<p>(教科名 : 教科の細目)</p>	<p>(理由)</p>
	<p>(教科名 : 教科の細目)</p>	<p>(理由)</p>
	<p>(教科名 : 教科の細目)</p>	<p>(理由)</p>

(5) 設備 (機器) 基準について

<p>①設備基準に記載されていないが、この設備 (機器) を使用しないと訓練ができない設備</p>	<p>(設備 (機器) : 台数) 特になし。</p>	<p>(理由)</p>
---	---------------------------------	-------------



②従来の設備(機器)でも訓練の実施は可能ではあるが、別な設備に変更した方がより効率的に訓練を実施出来る設備	(旧設備 → 新設備) 特になし。	(理由)
③設備基準に記載されているが、不要な設備	(設備名) 特になし。	(理由)
④設備はそのままが良いが、台数を変更した方が良い設備	(設備名) 特になし。	(理由)

(6) 当該科の問題点について

①訓練目標について	特になし。
②教科の細目の問題点	特になし。
③設備の細目の問題点	特になし。
④今後必要となる技能・技術	特になし。
⑤今後衰退が予想される技能・技術	特になし。
⑥その他	特になし。